

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827 億円の内数 (762 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

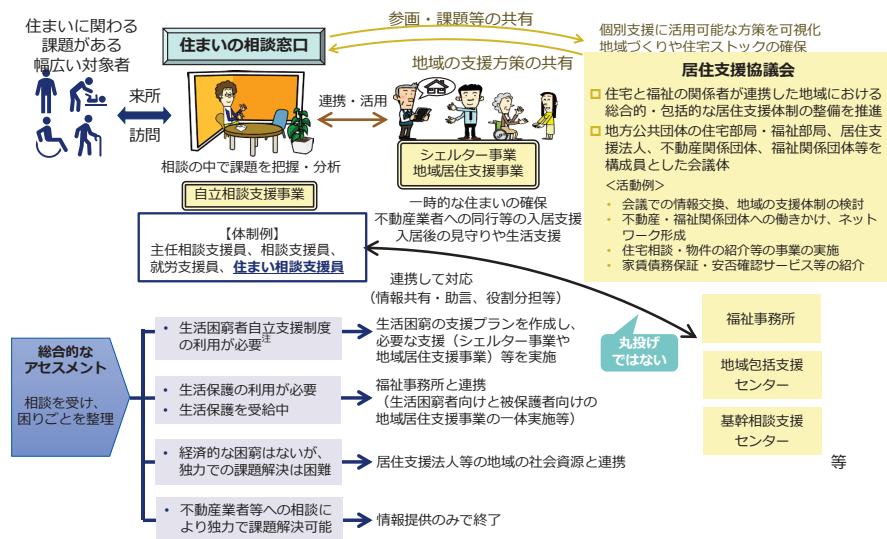
2 事業の概要

・住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3 / 4
都道府県・市・区等 1 / 4

4 事業のイメージ



185

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827 億円の内数 (762 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

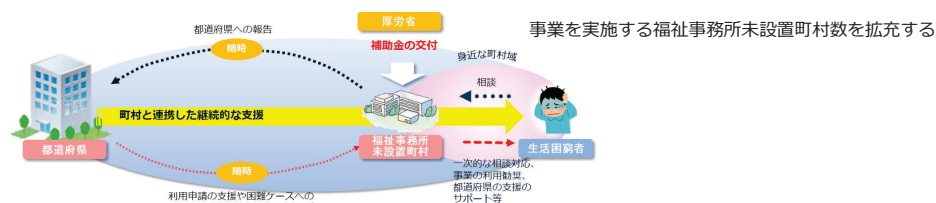
- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
 - 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である（※）」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。
- ※ 「地域共生社会の在り方検討会議（中間まとめ）」（令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議）

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所未設置の町村：880自治体 ○補助率：国 3 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4
- 実施自治体数（令和6年度）：59自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体が実施

186

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数（762億円の内数）（内は前年度当初予算額）
※令和7年度補正予算額0.6億円

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係関係会議決定）において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあつせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要・イメージ

- 既存事業の拡充** ①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化
- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。
- 既存事業の拡充** ②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組
- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
 - ・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

187

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和8年度当初予算案 71億円（71億円）※（内）は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	6/7			1/7

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。
特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



188

令和8年度当初予算案 44百万円（53百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		会計

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

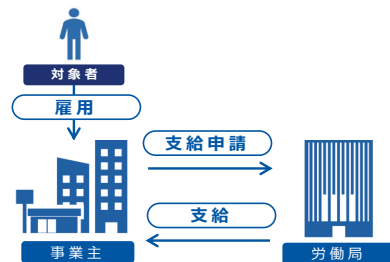
短時間労働者以外の者：30万円（25万円）※1×2※2
短時間労働者：20万円（15万円）×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和6年度：128件



※ 令和8年度より、対象労働者である生活保護受給者及び生活困窮者について、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（第2期）の支給を可能にする（特定求職者雇用開発助成金（第2期）の支給は令和9年度から開始）。
【新規】

189

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数（762億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額：2.3億円（子どもの学習・生活支援の緊急強化事業）

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直す。

2 事業の概要・スキーム

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- 高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等

生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援等

教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等

(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
実施自治体数（令和6年度）：602自治体

190

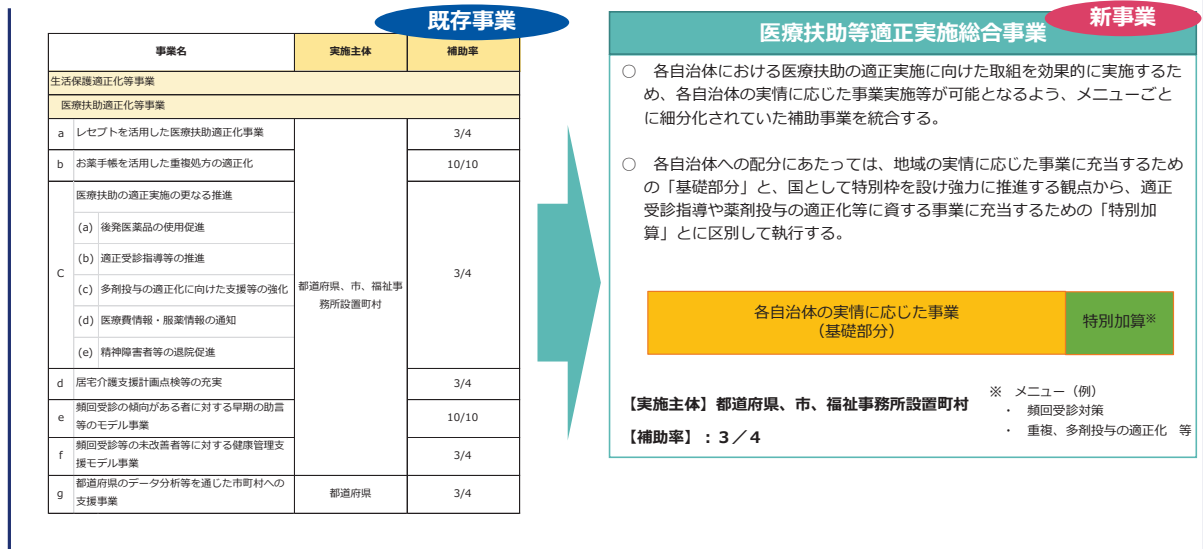
医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）

令和8年度当初予算案 48 億円（50億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療扶助の適正実施に関して各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とするため、「医療扶助適正化等事業」（困窮補助金）の各メニューを統合し、「医療扶助等適正実施総合事業」として再編する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



191

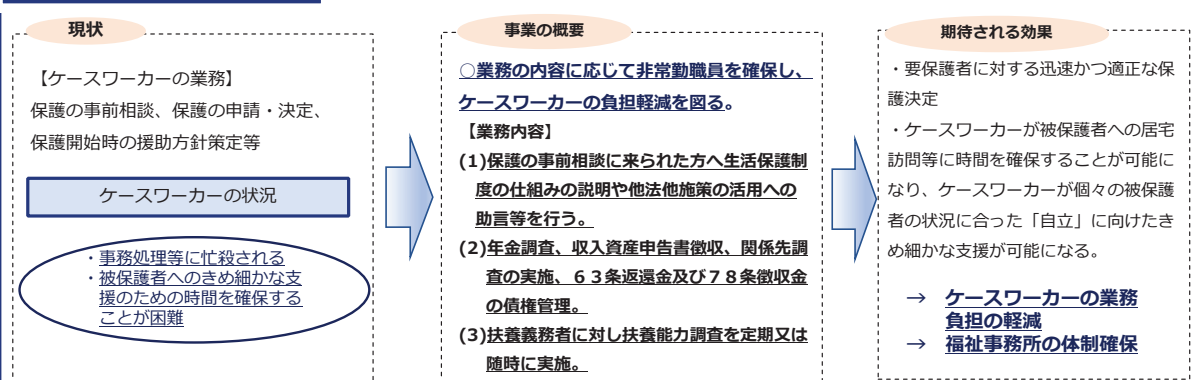
ケースワーカーの業務負担軽減の推進

社会・援護局保護課（内線2824）
自立推進・指導監査室（内線2886、2887）令和8年度当初予算案 36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 24億円

1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム



2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：3/4

192

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3035)

令和8年度当初予算案 40億円 (50億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 令和7年度補正予算：101億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

193

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3044)

令和8年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

- ・ 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
- ・ 利用者数について、令和5年度は183人であったところ、令和6年度は226人（1.23倍）と着実に増加しており、引き続き利用人数の増加を図る。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1

職場等における支援

通勤支援

B 自営等で働く者※2

職場等における支援

通勤支援

※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

助成金の対象となる支援

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

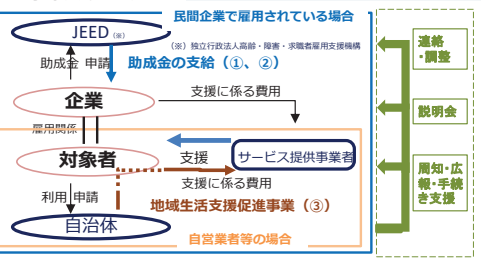
① ② ③

① ② ③

① ② ③

① ② ③

<事業スキーム>



①：重度訪問介護サービス利用者等職場助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

194

令和8年度当初予算案 505億円（502億円） ※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 445億円（442億円）
○地域生活支援促進事業 59億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業等分、いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第78条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】

国1／2又は定額（10／10相当）

【主な事業】

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,724市町村、47都道府県
※ 令和6年度実績ベース

195

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

障害保健福祉部
精神・障害保健課（内線3087）

令和8年度当初予算案 ・構築推進事業：5.8億円（5.8億円）・構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

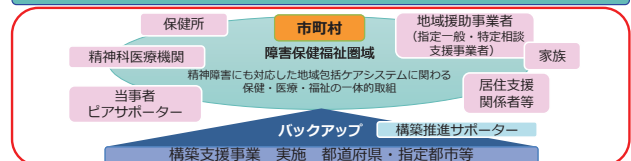
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

196

依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3027）

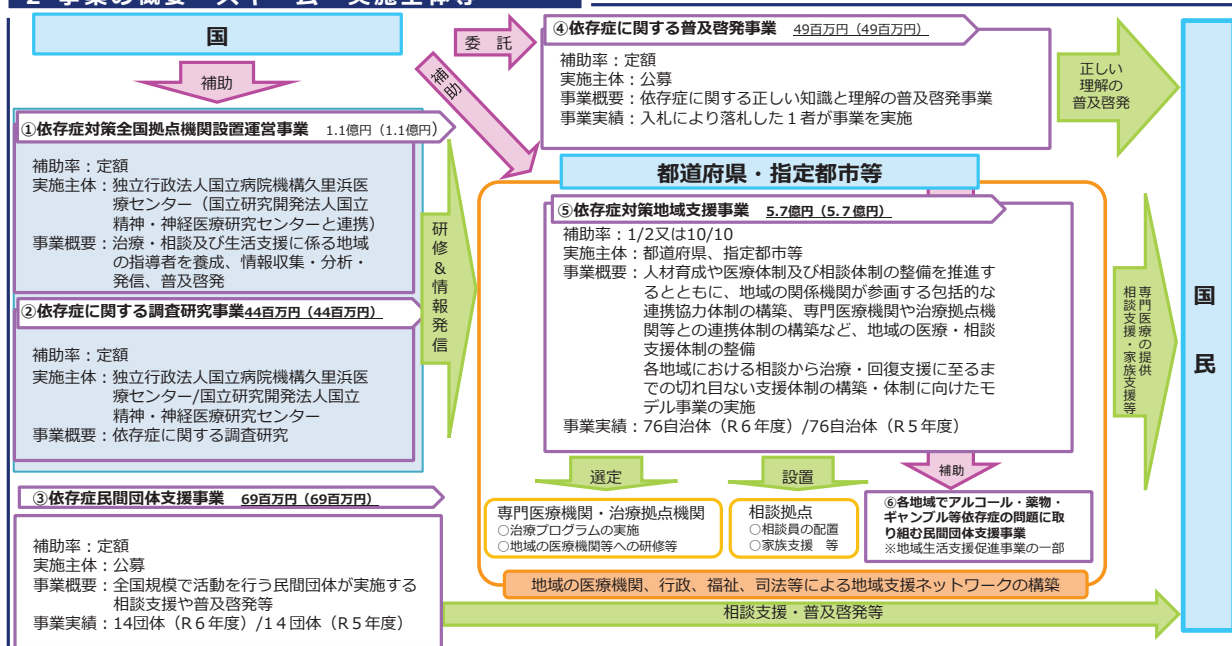
令和8年度当初予算案 8.4億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



197

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

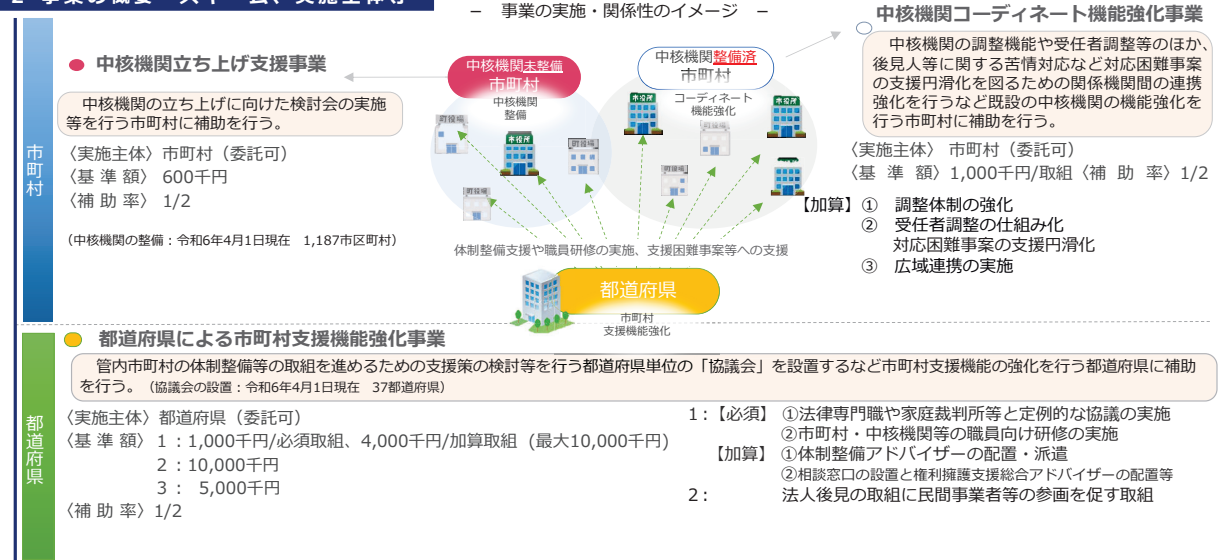
令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4億円

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。**
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の強化を図る。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



198

重層的支援体制整備事業交付金

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案：【包括的相談支援事業】573億円（496億円）、【地域づくり事業】215億円（167億円）、【多機関協働事業等】56億円（56億円）

※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(令和8年度から、事業開始から5年を経過した市町村より、補助率引き下げ)
(このほか、8年度より事業開始する市町村の交付基準額の見直し等を実施。)

実施市町村数

3年度：42、4年度：134
5年度：189、6年度：346
7年度：473、8年度：586（予定）

199

新規

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案 1.6億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域（過疎地域等）においては、高齢・障害・子ども・生活困窮の分野の相談支援・地域づくりに係る機能を如何に確保し、同体制の整備を図るか、早急に地域の実情に応じた手段を検討し、実行する必要がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ」（令和7年5月28日）において、過疎地域等においては「（現行の重層的支援体制整備事業とは別の）柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（機能集約化アプローチ）」により、包括的な支援体制の整備を推進していく必要がある」とされたほか、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、その制度的対応について、令和7年度中に結論を得る旨が盛り込まれている。
- このため、機能集約化アプローチにより同体制を整備するにあたり、相談支援・地域づくりの観点における具体的な方法を検証するため、市町村・都道府県が連携し実証を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：過疎地域の市町村 / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）
- 以下の前提により、都道府県と連携し①又は②を行う市町村に対し、補助を行う。



前提	市町村において、包括的な支援体制の整備により目指す地域の姿の検討や、地域生活課題、支援関係機関や地域づくりに係る事業の人員配置・支援実績等の把握等を行った上、同体制の整備手法として、機能集約化アプローチの必要性を確認。
----	---

① 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の検証	○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、地域おこし協力隊、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な地域づくりを実施するため、例えば分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を柔軟に見直し、一本化する（地域おこし協力隊が生活支援コーディネーターを兼ねる等）等を行い、住民主体の取組支援を引き続き行うために必要なスキル等を整理しながら、試行的に実行する等、実証を行う。
② 機能集約型の 相談支援の 実施方法の検証	○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な相談支援を実施するため、 ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、 （※）既存の福祉4分野の機能集約をし、一次相談対応を行う機能、困難事例対応を行う機能を整理し、困難事例対応は、都道府県等との広域連携体制を構築すること等を想定。 ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 ○ これらを通じて、分野横断的な相談支援を実施する上で必要な人員配置、広域連携の在り方、一次相談対応を行うにあたり必要なスキルを身につけるための研修内容等について、検証を行う。

200

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (24億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
事業費 令和7年度補正予算額 2.7億円

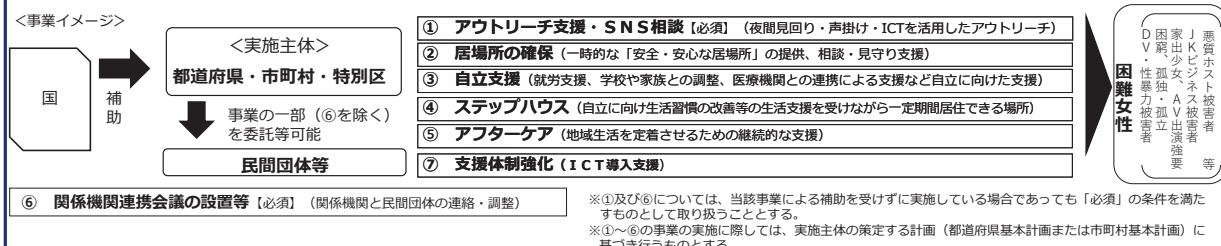
1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) **アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- (2) **居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- (3) **自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- (4) **ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得・就職活動・就職支援や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。
- (5) **アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- (6) **関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- (7) **支援体制強化（ICT導入支援）**
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞



3 实施主体等

実施主体 : 都道府県・市町村（特別区含む）
補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

＜事業実績＞ 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度当初予算案 33億円 (32億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 21億円

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

＜①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2.2/3.10/10＞

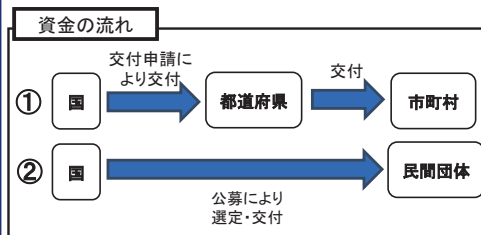
- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

＜②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率：10/10＞

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

3 实施主体等

- 実施主体:①都道府県・市町村
(交付率:1/2,2/3,10/10)
:②民間団体
(交付率:10/10)



令和8年度当初予算案 39億円の内数（38億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（39億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 33億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年（2024年）の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する（支援自治体数を拡充）。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関

①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

- 構成：精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する

- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。

①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討

②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了：地域の関係機関への引継

- 都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」

- 交付率：10/10

203

ひきこもり支援体制の整備の推進（ひきこもり支援推進事業）

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和8年度当初予算案 15億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれることから、市区町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の取組を推進する。

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

2 事業概要・スキーム・実施主体等

(1)「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設

① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。

② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催

※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。

※加算対象期間は原則3年間を想定

・補助率：1/2 ・実施主体：①都道府県、②都道府県・指定都市 ・加算額：6,000千円（①）、3,000千円（②）

(2)「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。

① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアサポーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広く対象とする）

② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）

・補助率：1/2

・実施主体：市区町村（指定都市除く）

※既に「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」を実施している自治体も対象に含む。

・加算額：2自治体の場合 500千円、3自治体の場合 1,000千円、4自治体以上の場合 1,500千円

204

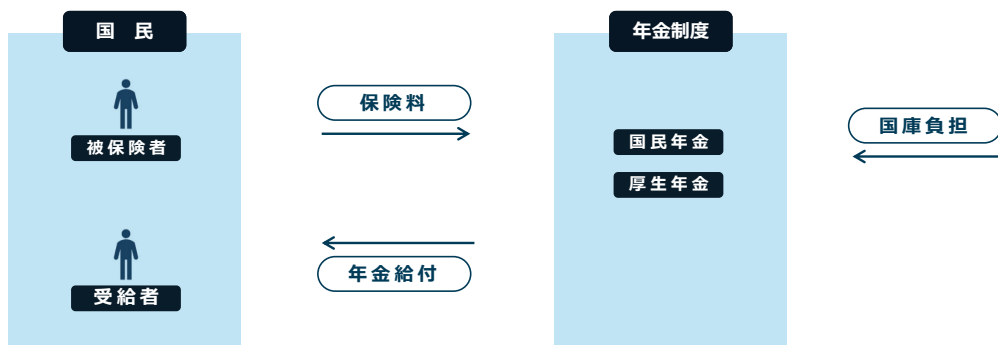
令和8年度当初予算案 13兆8,231億円（13兆6,129億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



205

拡充

戦没者の遺骨収集事業（遺骨収集等の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

社会・援護局（援護）事業課（内線4510）

令和8年度当初予算案 34億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 2.3億円

1 事業の目的

- 戦後80年が経過し、戦没者の御遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の御遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

【遺骨収集等の計画的実施】

- パラオ諸島（ペリリュー島）の集団埋葬地における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島については、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本の方針」に基づき、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<ペリリュー島遺骨収容の様子>



<硫黄島遺骨収容の様子>



【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて実施する身元特定のためのDNA鑑定に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って実施する形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター連携室」の体制強化や、DNA鑑定機関における専従技師の確保に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定のポスター・リーフレット>



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

4 事業実績

- ・ 令和6年度収容遺骨数（検体：1,288柱相当 遺骨：204柱）
- ・ これまでに身元が判明した遺骨 1,283件（令和7年3月末時点）

206

令和8年度当初予算案 12億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 7.1億円

1 事業の目的

戦後80年が経過し、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者の御遺族が高齢化している中、戦没者の慰霊と次世代への戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。

このため、戦没者の慰霊事業、戦中戦後の労苦を継承するための昭和館等の運営、戦争体験者の記憶継承のための平和の語り部事業等の更なる推進に取り組む。

2 事業の概要・スキーム

事業毎の予算額

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 慰霊事業 | 3.9億円（3.6億円） |
| ア 全国戦没者追悼式の実施 | 2.1億円（2.1億円） |
| イ 慰霊巡拝 | 1.1億円（95百万円） |
| ウ 政府建立慰霊碑の補修等 | 71百万円（58百万円） |
| (2) 平和の語り部事業 | 1.9億円※（1.0億円） |
| | ※ R7補正予算額 71百万円 |
| (3) 民間慰霊碑の移設等 | 28百万円 ※（21百万円） |
| ア 海外民間建立慰霊碑の移設等 | 17百万円（10百万円） |
| イ 国内民間建立慰霊碑の移設等 | 10百万円（10百万円） |
| | ※ R7補正予算額 36百万円 |
| (4) 昭和館・しょうけい館 | 6.2億円※（6.4億円） |
| | ※ R7補正予算額 5.9億円 |

平和の語り部事業の推進

語り部による講話回数の増に加え、次世代の語り部育成及び国際交流（戦地訪問研修の追加）を行う。



←①講話型の様子

②対話型の様子←



←③体験型の様子

国際交流（海外協力者招聘）の様子



3 実施主体等

厚生労働省、都道府県・市町村、民間団体

4 事業実績

平和の語り部事業によるこれまでの講話の実施回数 1,147回（令和6年度実績）

207

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和8年度当初予算案 129億円（114億円）

※（）内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項 目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3195） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3124）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局国民健康保険課（内線3195） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148）
(4) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
(5) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
(6) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
(7) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

第2 原子力災害からの復興への支援

項 目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）

208